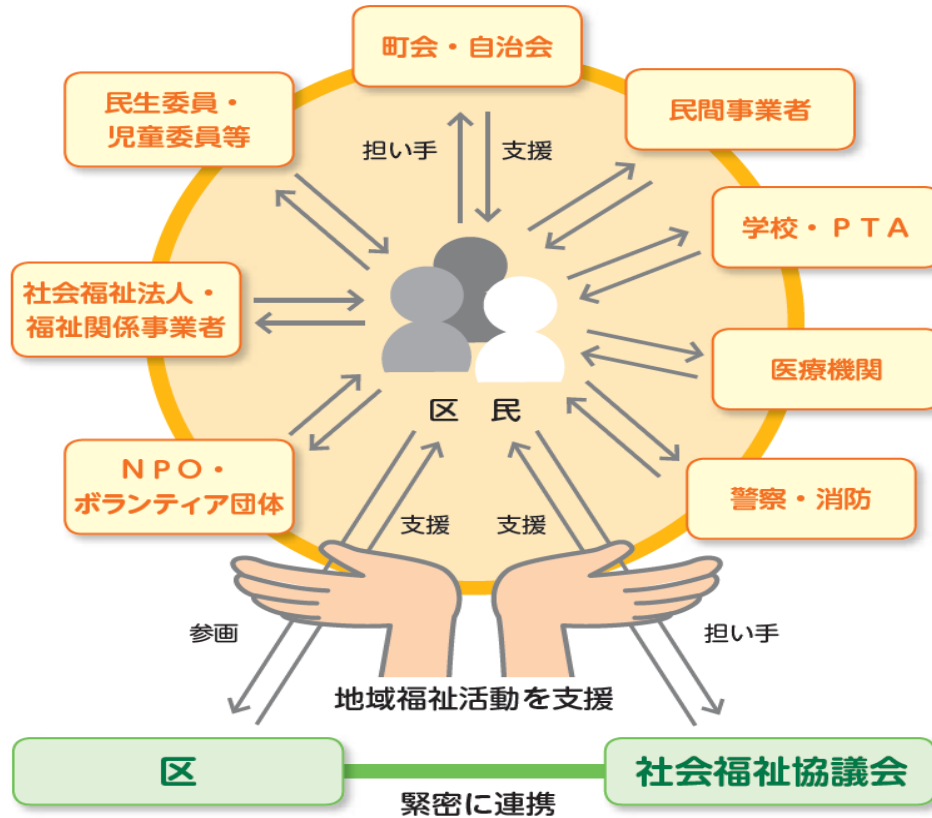


区と社会福祉協議会の連携について

1 行政と社協の関係

共に地域福祉を推進する公共的な組織 「車の両輪」



2 区と社協の役割

区		社会福祉協議会
○地方自治体（地方自治法）	法人格	○社会福祉法人（社会福祉法）
○地域福祉計画（社福法第107条） 地域福祉推進の理念、方針	計画	○地域福祉活動計画（社福法109条） 推進に向けた民間の行動計画
○地域福祉推進の責任 制度・施策をベースにした地域福祉の基盤整備	役割	○地域福祉推進の中核 地域の参加・協力のもと、公共的な地域課題への取組み
○法令に基づく指導権限を持つ一方、公平性や制度内での対応を求められ、個別案件への柔軟な対応に限界	特色	○民間組織として、個別・具体的なケースに臨機応変な対応ができる。

3 地域包括ケア（高齢福祉）関連部署との連携

